

公認スキーバッジテスト基準及び実施要領

I プライズテスト

1. 公認スキーバッジテスト規程第9条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストの種目については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

② テクニカルプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併合して実施することができる。

(4) 13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

(5) 採点基準については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテスト

- a 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が320ポイント以上をもって合格とする。

② テクニカルプライズテスト

- a 実技テストは検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が300ポイント以上をもって合格とする。

II 級別テスト

2. 公認スキーバッジテスト規程第18条に基づき、級別テスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストは、次のとおりとする。1級、2級は実技テストとし、3級以下は講習内テストとする。

① 1級テストの実技テスト種目

- パラレルターン ・大回り / ナチュラル・急斜面
- 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面

- パラレルターン ・小回り / 不整地・中急斜面
 - 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面
- a 実技テストは検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が280ポイント以上をもって合格とする。
- c 本連盟会員以外の合格者は、会員又は暫定会員登録をしなければならない。
- d 事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。
- ② 2級テストの実技テスト種目
- 基礎パラレルターン・大回り / ナチュラル・中急斜面
 - 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・中斜面
 - シュテムターン / ナチュラル・中斜面
- a 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。
- c 事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。
- ③ 3級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- 基礎パラレルターン
 - シュテムターン
 - 講習斜面は、整地の緩～中斜面
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、2種目の評価の合計が120ポイント以上をもって合格とする。
- ④ 4級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- プルークボーゲンによるリズム変化
 - 講習斜面は、整地の緩・中斜面
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、55ポイント以上をもって合格とする。
- ⑤ 5級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- プルークボーゲン
 - 講習斜面は、整地の緩斜面
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、50ポイント以上をもって合格とする。
- (2) 会場の設定
- 実施要領の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

Ⅲ ジュニアテスト

3. 公認スキーバッジテスト規程第27条に基づき、ジュニアテスト基準及び実施要領について、必要な事項は、実施する加盟団体において別に定める。
4. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和62年9月	改訂
平成4年10月	改訂
平成5年6月26日	改正
平成5年10月19日	改正
平成7年10月13日	改正
平成9年12月10日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年9月20日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年6月27日	改正
平成21年9月18日	改正
平成23年9月20日	改正
平成23年12月16日	改正
平成25年8月9日	改正
平成28年9月26日	改正
平成29年7月15日	改正
平成29年8月22日	改正
令和2年7月8日	改正